



積立 保険 スーパーX

積立傷害保険

積立傷害保険「スーパーX」のご契約にあたっての重要事項のご説明

●**満期時のご年齢について**
満期時に満60歳以上となる方を被保険者とする場合は、保険金額の引受限度額を設定する場合がありますので、必ず取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●**死亡・後遺障害保険金額の設定について**
下記のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は同種の危険を補償する他の保険契約と通算して1,000万円が上限となります。

- ・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満である場合
- ・ご契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意（署名・捺印）がない場合

●**ご契約者が法人の場合について**
法人が積立保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約にかざらせていただきます。

●**死亡保険金受取人の変更について**

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いいたします。

●**満期返れい金および契約者配当金について**

1. 保険期間が満了^(※)し、保険料全額の払込みが終了しているときは、保険証券に記載された満期返れい金を保険期間の満了日の翌営業日にご契約者にお支払いします。ただし、所定の期日までにお手続きが完了しなかった場合は、保険期間の満了日またはお手続きの完了日のいずれか遅い日の翌日から20日以内にご契約者にお支払いします。なお、満期返れい金のお手続きについては、事前に損保ジャパンからご連絡します。

2. 積立部分の保険料は、損保ジャパンが責任をもって運用し、運用利回りが予定の利回りを超えた場合は、保険期間の満了時に満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。なお、契約者配当金の額は、保険期間等により異なります。

3. 積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金をお支払いしません。

(※) 保険期間の終期までご契約が有効に存続することをいいます。以下同様とします。

●**保険会社破綻時の取扱い（平成25年4月現在）**

1. 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金、満期返れい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

2. この保険については、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金および補償部分の解約返れい金等については9割^(※)までが、満期返れい金および積立部分の解約返れい金等については8割までが補償されます。

(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、補償割合が追加で引き下げとなる場合があります。また、経営破綻時以降、ご契約に適用される積立部分の予定利率等が変更される可能性があり、その場合は満期返れい金および解約返れい金等が上記補償割合を下回るようになります。

なお、今後の法改正等によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●**保険金をお支払いした後の保険金額、満期返れい金の取扱いについて**
保険金は、何回もお支払いしても、次の保険年度より保険金額が減ることはありません。ただし、被保険者の死亡保険金をお支払いした場合、または同一保険年度内に生じた事故で後遺障害の保険金額の全額をお支払いした場合は、その原因となった傷害事故が発生した時点で、ご契約は効力を失います。この場合、満期返れい金はお支払いしません。

●**解約返れい金について**
ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。満期前にご契約を解約される場合は、経過年月数により算出した金額を返れい金の最低金額として、金利情勢に応じた損保ジャパン所定の方法により計算した額をお支払いします。解約返れい金の額は、ご契約内容および解約時期により異なり、多くの場合、払い込まれた保険料を下回ります。

●**契約締結時における注意事項**
申込みの際は、申込書の記載事項に誤りがないかご確認ください。ご契約者または被保険者には、告知事項について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 積立傷害保険の場合、告知事項は「他の保険契約等^(※)の加入状況」をいいます。

(※) 傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●**保険料領収証について**
保険料の払込みの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。

なお、このご契約について、取扱代理店が金融機関^(※)である場合、お客さまからの保険料領収証の発行のご請求がないときは、保険料領収証の発行を省略します。

(※) 金融機関とは、銀行（都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行等）や信用金庫、信用組合等をいいます。

●**保険証券について**
1. 保険証券（または写）は、ご契約内容を記載している重要な書面です。その内容および添付のご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認のうえ、大切に保

管してください。保険証券は満期時に満期返れい金をお支払いする際に必要となります。

2. ご契約締結日より1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。ただし、保険料を満期返れい金から充当する更改契約の保険証券については、1か月を超える場合がありますのでご注意ください（保険証券は、保険期間の初日以降に送付します）。

●**ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について**
損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

●**契約締結後における留意事項**

1. 住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせや案内ができないこととなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更される場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

2. 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。

3. 重大事由による解除等について
保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合やご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について
被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●**クーリングオフ（契約申込みの撤回等について）**

ご契約のお申込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約の申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。なお、次のご契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

- ① 営業または事業のためのご契約
- ② 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ③ 質権が設定されたご契約
- ④ 保険金請求権または満期返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

(注) ご契約の申込みにあたっては、必ず「クーリングオフ説明書」をお渡ししますので、十分ご確認のうえ保険契約申込書にご捺印ください。

●**個人情報の取扱いについて**
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（http://www.sompo-japan.co.jp）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

●**代理店の役割について**
取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

< 取扱代理店が金融機関である場合、以下の点をご確認ください。 >
① 「積立傷害保険」は損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので払い込み済みの保険料の返済は保証されておりません。
② 「積立傷害保険」契約のお申し込みの有無が、金融機関とお客さまとの他のお取引（預金・融資・為替等）に影響を与えることはありません。

万一、事故にあわれたら

事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートデスクまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。なお、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

事故サポートデスク
0120-727-110 【受付時間】24時間365日

お問い合わせ先

■本保険契約には、積立傷害保険普通保険約款および積立型基本特約（X型専用）が適用されます。
■このパンフレットは概要を説明したものです。同種の危険を補償する満期返れい金のない保険もあります。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず重要事項等説明書をご確認ください。
■ご契約の際には、ご家族にもご契約内容をお知らせください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこのパンフレットに記載されている内容をお伝えください。

毎日の安心と満期時の楽しみをセットしました。 保険期間3～6年

1. 日本国内・国外を問わずほとんどのケガを幅広くカバー

●ご希望に応じて2つの補償プランからお選びいただけます。

- 普通傷害プラン** 日本国内および国外で偶然に生じたさまざまなケガが対象です。(お仕事やレジャー中の事故も対象)
- 交通傷害プラン** 交通事故による傷害事故に限定します。(「交通傷害危険のみ補償特約」をセット)

(注)入院・手術および通院の補償はありません。
(「入院保険金および手術保険金対象外特約」「通院保険金対象外特約」がセットされます。)

●保険金をお支払いする主な場合(以下のようなケガにより亡くなったり、後遺障害を負われた場合に保険金をお支払いします。)

普通傷害プラン	交通傷害プラン		車が衝突しケガをした。
			車にはねられた。
			駅構内(※)の階段で転倒しケガをした。
			自転車で転倒してケガをした。
	普通傷害プラン		足をすべらせ転倒しケガをした。
			料理中にヤケドをした。
			自宅の階段でころんでケガをした。
			テニス中にケガをした。

(注)このほか、保険金をお支払いできない場合につきましては、後記「補償内容(保険金をお支払いする場合と保険金をお支払いできない主な場合)」をご確認ください。

2. 満期時には、うれしい満期返れい金がお手元に。

積立型保険だから、満期時には満期返れい金がお手元に。将来のライフプランをより充実させたい方に魅力的な保険です。しかも、保険金を何度お支払いしても、満期返れい金が減額することはありません。

●ただし、被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)の死亡保険金をお支払いした場合、または、同一保険年度内(※)に生じた事故で後遺障害の保険金額の全額をお支払いした場合は、満期返れい金はお支払いしません。
(※)初年度については、保険期間(保険のご契約期間。以下同様とします。)の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。

■ 個人契約の場合の、税法上の取扱いについて(平成25年4月現在)

満期返れい金、契約者配当金および解約返れい金について

満期返れい金、契約者配当金および解約返れい金について、個人契約の場合、次の算式により計算した額が、一時所得として他の所得と合算の上、課税対象となります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{一時所得の課税対象額} \\ = \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{A: その年の一時所得に係る総収入金額} \\ \text{満期返れい金} + \text{契約者配当金} \\ \text{または} \\ \text{解約返れい金} \\ + \\ \text{その他の一時所得の収入金額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{B: Aの収入を得るために支出した金額} \\ \text{一時払保険料} \\ + \\ \text{その他の一時所得の収入金額を得るために支出した金額} \end{array} \right\} - \text{特別控除額(50万円)} \right] \times \frac{1}{2}$$

注) A-Bの金額が50万円未満の場合は、A-Bの金額を限度とします。

(注) A-Bの金額がマイナスとなる場合、一時所得の課税対象額は“0”とします。
なお、上記の「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更になる場合がありますのでご注意ください。

3. 契約者貸付制度

ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする貸付制度があります。

(注1) ご用立てできる金額は、損保ジャパンの定める範囲内となります。また、質権等が設定されたご契約および原則として保険期間の初日から2か月以内または満期直前5か月以内のご契約については、ご用立てできません。

(注2) 満期返れい金、解約返れい金等をお支払いする場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、返れい金等の額を貸付金の元本と利息の合計額の返済に充当した後、残額をお支払いします。

補償内容(保険金をお支払いする場合と保険金をお支払いできない主な場合)

保険金の種類および特約	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合												
死亡保険金	<p>事故(※1)によりケガ(※2)をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合</p> <p>(※1) 交通事故やその他「急激かつ偶然な外来の事故」をいいます。以下同様とします。 (※2) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。以下同様とします。</p> <p>＜お支払いする保険金の額＞ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(注) 死亡保険金のお支払いに際し、その原因となった事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>①故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ②酒気を帯びた状態での運転、無資格運転をしている間に生じた事故または麻薬等の影響下での運転中の事故 ③脳疾患、疾病または心神喪失による事故 ④ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦中(職務として操縦する場合を除きます。)またはスカイダイビング等の危険な運動を行っている間の事故 ⑤妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※1)のないもの(原因がわからない場合であってもお支払いしません。) ⑦自動車、原動機付自転車等による競技、競争もしくは興行(いずれも練習を含みます。)等の間の事故 ⑧プロボクサー等危険な職業に従事している間の事故 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ⑩戦争、暴動(テロ行為(※2)を除きます。)等による事故 など</p>												
	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を被られた場合</p> <p>＜お支払いする保険金の額＞ 後遺障害の程度(1級～14級)に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>(注) 同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からその金額を差し引いた額を限度にお支払いします。</p>	<p>なお、交通傷害危険のみ補償特約については、上記①②③⑤⑥⑦⑨⑩および下記の事故については保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶乗組員、漁業従事者の方等が職務のため、船舶に搭乗している間の事故 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間、またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故 グライダー、飛行船等に搭乗中の事故 職務として従事中の運搬作業または点検、整備作業等に直接起因して生じた事故 など <p>(※1) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 (※2) テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p>												
後遺障害保険金	<p>死亡保険金、後遺障害保険金について、お支払いの対象となるケガを特約に定める「交通事故等(※1)によるケガ」に限定します。</p> <p>(※1) 交通事故等とは、①交通乗用具(電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)等は除きます。)との接触、衝突等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中(※2)の事故 ③乗客(入場客を含みます。)として駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗用具の火災等の事故をいいます。 (※2) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないよう仕切られた場所等を除きます。)に搭乗している間。ただし、極めて異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。</p>													
交通傷害危険のみ補償特約		<p>補償の対象となる後遺障害を1級～3級相当に限定する特約です。お支払いの対象となる後遺障害につきましては下表をご確認ください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>後遺障害</th> <th>保険金支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 両眼が失明したもの 咀嚼および言語の機能を廃したもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両上肢の用を全廃したもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 両下肢の用を全廃したもの </td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 両上肢を手関節以上で失ったもの 両下肢を足関節以上で失ったもの </td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの 咀嚼または言語の機能を廃したもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。) </td> <td>78%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外でも、後遺障害が2種類以上生じた場合等、お支払いできるときがあります。</p>	等級	後遺障害	保険金支払割合	第1級	<ul style="list-style-type: none"> 両眼が失明したもの 咀嚼および言語の機能を廃したもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両上肢の用を全廃したもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 両下肢の用を全廃したもの 	100%	第2級	<ul style="list-style-type: none"> 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 両上肢を手関節以上で失ったもの 両下肢を足関節以上で失ったもの 	89%	第3級	<ul style="list-style-type: none"> 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの 咀嚼または言語の機能を廃したもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。) 	78%
等級	後遺障害	保険金支払割合												
第1級	<ul style="list-style-type: none"> 両眼が失明したもの 咀嚼および言語の機能を廃したもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両上肢の用を全廃したもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 両下肢の用を全廃したもの 	100%												
第2級	<ul style="list-style-type: none"> 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 両上肢を手関節以上で失ったもの 両下肢を足関節以上で失ったもの 	89%												
第3級	<ul style="list-style-type: none"> 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの 咀嚼または言語の機能を廃したもの 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。) 	78%												
入院保険金および手術保険金対象外特約(※)	入院保険金および手術保険金をお支払いしないこととする特約です。													
通院保険金対象外特約(※)	通院保険金をお支払いしないこととする特約です。													

(※)自動的にセットされます。